



Navigating the EU Exit

A Tax Perspective

24 June 2016

英国国民はEU離脱を選択した

英国がEUからの離脱の意思を通知すると、2年間の離脱条件を交渉するプロセスが開始される
EU法は以下の2つの形で英国税法へ影響しているため、交渉結果次第では、英国税制に大きなインパクトが発生する。

1 EU法の優位（直接税）



- 英国国内法はEU法の原則（特に以下の4つの自由原則）と整合性がなければならない。
- 直接税はEU加盟国の主権の範囲であると考えられている。
- しかし、英国税法はEU条約の原則と一致せねばならない。
- したがって、英国の直接税はEU指令および原則、欧州司法裁判所（CJEU）の判断などに依拠することになる。

2 間接税



- EU法令ならびに欧州司法裁判所（CJEU）の判例は英国の間接税のメイン・ソースとなる。
- 関税、物品税、VAT（付加価値税）はEU法令により規定される。
- 英国企業はEU単一市場へのアクセス権（最大28か国）と、広範かつ有利な第三国との自由貿易協定ネットワークへの参加が可能。

4つの基本的自由:

ヒト



サービス



資本

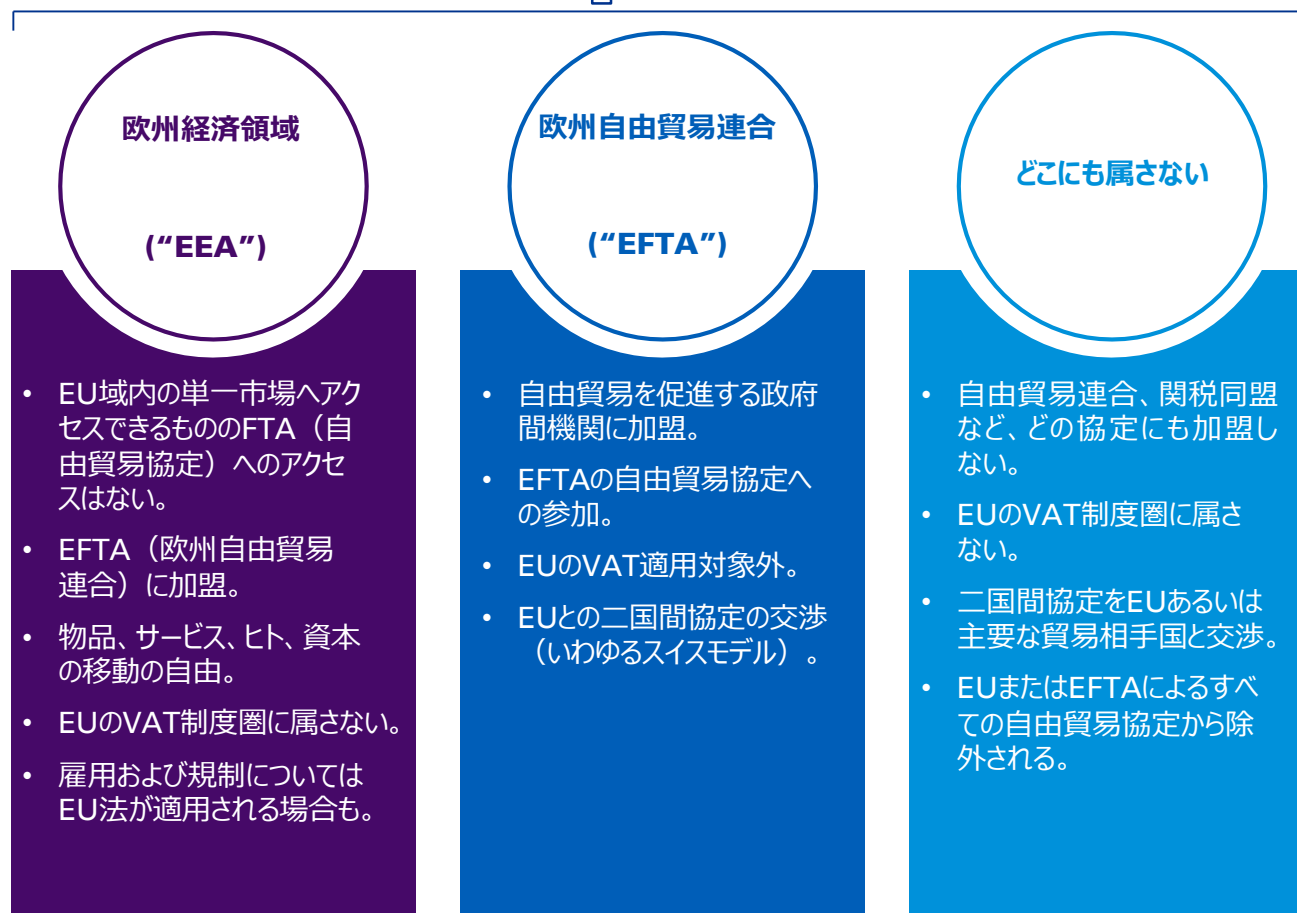


物品

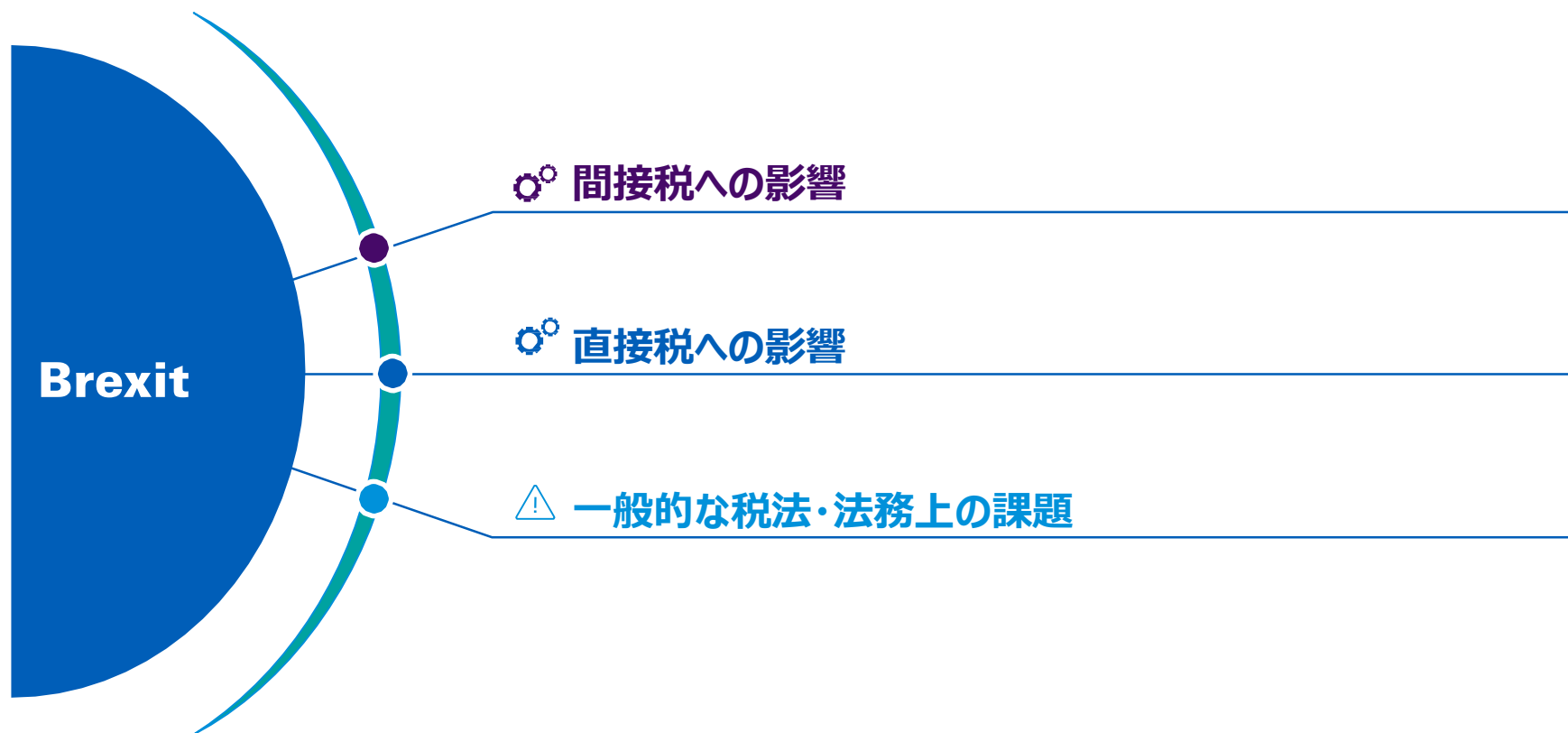


国民投票後のシナリオ

EU 離脱



以降のスライドにおいて、
納税者の潜在的なリスクおよび様々な離脱シナリオが与える影響について考察します。



間接税 – 関税および物品税

課題	概要	影響	Brexit後の不確定要素	影響を受ける企業
域内単一市場へのアクセス。	- 英国は今後域内単一市場へのアクセスが認められない（2年間の交渉期間終了時において英国がEEAに加盟しない場合）。 - EUとの輸出入に関して関税が課せられる可能性。	- 英国への輸入品およびEU諸国向けに販売される英国商品の価格が上昇する可能性。 - コンプライアンス・コストおよび事務手続きの増加。 - 統合基幹業務（ERP）システムの再設計。 - 一定期間にわたりEUとの取引が不安定になる可能性。	- 英国が単一市場へのアクセス権を留保するか、あるいはEUと自由貿易協定やEEA・EFTAへの加盟について交渉するかは不明。 - 長期にわたる交渉プロセス。	- 英国に商品の輸出入を行っているすべての多国籍企業（MNE）。 - EUの取引相手と商取引を行っている英国企業。
EU自由貿易協定へのアクセス。	英国は、メキシコ、南アフリカ、チリ、トルコ、スイス、韓国といった第三国（および米国、カナダ、日本といった交渉中の国々）とのEU自由貿易協定を利用することができなくなる。	- FTAがない場合、英国の輸出入に多額の関税が課され潜在的な障壁となるおそれ。 - コンプライアンス・コストおよび事務手続きの増加。 - ERPシステムの再設計。 - 一定期間にわたり国際取引が不安定になる可能性。	（EEAやEFTAに加盟しない場合）英国は主な取引相手国と貿易協定の交渉をする必要があり、そのプロセスは長引く可能性も。 - 条件は現在のものに比べて良くなる可能性も悪くなる可能性も。 - 交渉プロセスおよび求める結果に関する英国の完全裁量権。	- EUのFTAを利用しているすべての英国多国籍企業。 - EU域外のFTAを締結している国々と売買を行っている英国企業。

間接税 – 関税および物品税

課題	概要	影響	Brexit後の不確定要素	影響を受ける企業
英国の関税法は主に欧州連合関税法典およびEU規則に基づいている。	EU 関税法は英国では適用されなくなる。	- 関税の増加 - EU／対外貿易にかかる事務費用の増加 - EUにおける優先・特別措置の廃止 - インボイス手続きやシステムの変更が必要 - EUとの合意、協力、認識による恩恵を失う可能性 - 欧州連合司法裁判所（CJEU）への付託ができなくなる - 一定期間にわたり国際貿易が不安定になる可能性	英国は新たな関税制度が必要 – 詳細はどうか不明。	クロスボーダー・サプライチェーンを有し、EUの関税制度を利用している多国籍企業。
関税減免および特別措置。	EUの関税減免および特別措置が適用されなくなる。	- 関税減免および特別措置（再輸出加工減免措置等）による恩恵を失うことによるビジネスコストの増加 - EU／対外貿易にかかる事務費用の増加 - EUにおける優先・特別措置の廃止 - 認定事業者（AEO）ステータスの相互承認の喪失	英国は新たな関税制度が必要 – 詳細はどうか不明。	- クロスボーダー・サプライチェーンを有する多国籍企業 - 関税減免が適用され、AEOステータスを認められている多国籍企業
反ダンピング措置。	EU反ダンピング法が英国で適用されなくなる。	- EU全域における反ダンピング法と調査による恩恵の喪失 - 競争の激化および外国の競合他社による価格に関する圧力 - 英国企業に有利な英国反ダンピング措置を導入する可能性	EU規則に代えて英国がどのような措置を導入するかは不明。	特定の業種（鉄鋼業、ソーラーパネル業等）に属する英国企業。
EU物品税指令。	物品税はEU規則、パラメーターの対象外となる。	- 英国産業（例：ワイン、ビール製造業者等）を保護するため、優遇物品税を導入する可能性 - EU市場で取引を行う英国企業に高い税率が課せられる可能性 - 一定期間にわたりEUとの貿易が不安定になる可能性	英国が単一市場へのアクセス権を留保するか、EUと自由貿易協定の交渉を行うかは不明。	物品税の対象となる商品を売買する英国企業。

間接税 – VAT

課題	概要	影響	Brexit後の不確定要素	影響を受ける企業
VATはEU全域共通の規則により規制されている。	- 商品・サービスの域内供給は、今後は英国とEU加盟国との間の輸出入として扱われる。 - 英国の規則および解釈は今後EUのものから変わっていく可能性。	- 取引ごとのVATの取扱い、インボイス手続き、システム要件を変更する必要がある。 - サプライチェーンの一部でVATの課税漏れが生じる可能性。 - EUの減免措置（トライアンギュレーション・リリーフ等）の廃止。 - 域内貿易統計報告（Intrastat）とそれに関連する要件への準拠は不要となる可能性。 - VAT税率や減免に対する自治権の拡大。	英国がVAT制度を現状のまま維持するのか、またそれがEUの取引相手先との関係にどう影響するかは不明。	- EU加盟国との間で商品・サービスの売買を行う英国企業。 - 英国と売買を行っており、サプライチェーンの中に英国事業が含まれる多国籍企業。
EUのVAT特例制度の適用中止。	旅行者差額課税制度（TOMS）のようなEUの業界特有の制度は今後は適用されない可能性。	一部のケースでのEU域外の「オフショア」ということで英国に有利になる可能性あり。	英国が現在のEU規則および取決めを踏襲、変更、解消するかは不明。	旅行業界の多国籍企業および特定のサービスをEUの顧客に提供している英国企業。
VATはEUの法律および解釈により規制されている。	英国は今後欧州委員会からの異議申立ての対象外となり、CJEUの管轄外となる。	- 英国企業は今後EUのVAT原則に基づく保護の対象外となり、CJEUへ訴える権利も認められない。 - 今後はVAT関連の問題についてCJEUやEU法に依拠することはできない。 - 英国の裁判所がVAT法の解釈について判断を下す。	英国は今後もEUの解釈をそのまま反映し、EUの判例を考慮する可能性あり。	- EU加盟国との間で商品・サービスの売買を行う英国企業。 - 英国と売買を行っており、サプライチェーンの中に英国事業が含まれる多国籍企業。

直接税

課題	概要	影響	Brexit後の不確定要素	影響を受ける企業
源泉税－EU親子会社指令。	EUの子会社には、これまでEU親子会社指令で認められていた配当金に対する源泉税免除措置が適用されなくなる。	- 源泉税費用が発生する可能性。 - 英国は持株会社の所在地として好ましくないとされる可能性。	取引相手の国との租税条約（DTA）に基づく源泉税税率により影響は異なる。	- すべての多国籍企業。 - 英国持株会社構造。
源泉税－利子・ロイヤルティ指令。	EU域内での利子・ロイヤルティ料の支払いは特定の状況下において源泉税の対象となる。	- EUに子会社を持つ企業に源泉税費用が生じる可能性。 - IP保有や資金調達に関して英国は好ましくない場所となる。	英国は広範囲のDTAネットワークを有するため、ほとんどの企業への影響は限定されるか、重大な影響はない可能性。	- すべての多国籍企業。 - 英国持株会社構造。
国家補助。	英国には今後、国家補助（競争を歪曲する、または基本的自由を阻害する措置）を禁止するEUの法律は適用されない。	- 英国政府は特定の業界にとって有利な税制を設定する可能性あり。 - EU諸国は英国企業に対する特定分野での差別が可能になる。	EUの国家補助規則に従うことについて、英国がどの程度「モラル上」のプレッシャーを受けることになるかにより結果は異なる。	- すべての多国籍企業および国内企業。 - 海外直接投資。
合併指令に基づくEUの減免規定。	特定の合併、買収、再編に対する減免措置が適用されなくなる可能性があり、例えばクロスボーダーの買収において被買収会社を支店形態に組織変更する場合に問題が生じる。	- 英国企業の組織再編、買収、合併に際して税コストが発生する。 - 英国が本社の所在地として好ましいロケーションではなくなる。 - 欧州株式会社（Societas Europaea）のステータスについては不明。	- 英国は比較的にリベラルな自国の組織再編ルールを維持する可能性。 - 合併指令に関して英国企業に既得権条項が適用されるか？	- 英国にも拠点を持つすべての多国籍企業。 - 海外直接投資。

直接税

課題	概要	影響	Brexit後の不確定要素	影響を受ける企業
法人税措置における差別的取扱い。	英国税制は今後すべてのEU企業を同等に取り扱う必要はない（現在は英国にあるEU企業の支店に対し現地会社と同様に課税するよう（その逆も同様の対応）義務付けられている）。	- 英国は国内企業に競争優位性を与えるため、課税制度を通じて外国企業との差別化をすることが可能。 - 英国企業はEUの課税措置により差別される可能性あり。 - 差別に関してCJEUへ付託することはできない。 - クロスボーダーの欠損金に関する減税措置が適用されなくなる可能性あり。	英国の政治的イベントにより影響は異なる。近年の税制の動きから、政府がこれ以上組織再編を困難にする制度を制定する可能性は低い。	特定の規制産業（製薬業界、金融機関等）を除く全業界の企業。
EU直接税イニシアティブ。	英国は今後EUの直接税イニシアティブ（反租税回避パッケージおよび共通連結法人税課税標準等）の対象にはならない。	- 英国税務規則と対応するEUの規則が同調しなくなる。 - 企業は税源浸食と利益移転（BEPS）パッケージを導入するためのマルチテリトリーアプローチへの対応が求められる。	EUの変更をそのまま反映することについて英国がどの程度のモラル上の圧力を受けることになるかは不明。	すべての企業。
EU仲裁協定。	英国は今後EUの強化された協定に基づく拘束力のある仲裁措置の対象にはならない。	- 移転価格（TP）紛争の解決、二国間相互協議（MAP）の交渉およびそれに伴う調整に要する時間の長期化。 - 二重課税リスクの増加。 - キャッシュフローコストの発生。	BEPS行動計画14によりEU域外でも仲裁制度が一般的になる見込みだが、その導入はまだかなり先。	すべての多国籍企業。

一般的な税法上の課題

課題	概要	影響	Brexit後の不確定要素	影響を受ける企業
移民制度。	EUと英国間で人の移動の自由が制約される可能性。	• 多国籍企業の従業員における海外派遣（グローバルモビリティ）にかかる影響。 • EUの労働者を雇用している英国ビジネスは、今後も彼らの英国での就労を可能にするための対策が必要。 • 英国が本社の所在地としては好ましくない場所とみなされ、バリューチェーンやグループのタックス構造に影響が及ぶ可能性あり。	制約の程度（現在のEU以外からの労働者の定員数が変更されるかどうかを含む）。	• EU労働者を英国に誘致している雇用主。 • 従業員をEUに派遣している英国雇用主。 • EU以外の労働者を英国に誘致している雇用主。 • 本社の所在地としての英国。
社会保障制度。	離脱の性質により、EUまたはEEAの相互社会保障協定は今後利用できなくなる可能性あり。	EU域内（英国を含む）で移動する個人に関する社会保障拠出金への影響。	• 英国がEEAに残るための交渉を行うか否か。 • 英国がEU加盟国と個別の社会保障協定締結の交渉を行うか否か。	• EUにいる英国国民。 • 英国にいるEU労働者。 • EU労働者を英国に誘致している雇用主。 • 従業員をEUに派遣している英国雇用主。
雇用法。	Brexitにより雇用法（労働時間指令を含む）の見直しが行われる可能性。	欧州の法理および判決は適用されず、休日手当の計算といった項目についてさらに変更される可能性あり。	見直しの範囲は不明。	英国の雇用主および従業員（国籍を問わず）。

一般的な税法上の課題

課題	概要	影響	Brexit後の不確定要素	影響を受ける企業
相互支援、事務協力、Fiscalisプログラム。	英国は今後EUの税務当局との間の相互支援および強化された事務協力の対象にはならない。	- EUのマルチテリトリーを対象とした税務調査における相互支援および調整が減少する可能性あり。 - 英国歳入関税庁（HMRC）はFiscalisプログラムに基づく相互協力イニシアティブ（コミュニケーション、税務調査、ITプロジェクト）向けの資金へのアクセスを喪失。	現在の政治情勢のもとでは、HMRCが引き続きマルチテリトリー税務調査に協力する可能性が高い。	- HMRCおよびEUの財務当局。 - すべての多国籍企業。
規則（税務上の影響）。	英国は、特定の商品・サービスのEUへの持ち込みに際して、規制上のパスポート権を取得するEUのハブとしての機能を喪失。	- ビジネス機能を英国外へ移転することになった場合、出国税（exit charges）を賦課する。 - EU諸国で規制サービス・商品を提供する際に要求される現地法人に関連して生じる恒久的施設（PE）問題。	- 英国はEEAに残留すべく交渉を行い、パスポート権を維持する可能性あり。 - 不確定要素の多い不安的な時期が生じることは必至。	- 金融サービス業。 - 製菓業。 - その他の規制産業。
移行措置。	離脱交渉期間をカバーする移行措置が必要。	移行措置の範囲については現段階では不明。	一部の解説者は「完全なBrexit」には10年くらい要すると示唆。その場合、膨大な移行措置が必要となり中期的に不安定な事業環境が生じる。	すべての利害関係者。



kpmg.com/uk



本調査は、KPMG in UKが2016年6月に発行した“Navigating the EU Exit”を翻訳したものです。
翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

The items set out in this document in all respects do not represent a proposal. Any ensuing proposal will be subject to negotiation, agreement and signing of a specific contract between you and KPMG LLP.

Any proposal based upon this document will be issued separately and subject to the satisfactory completion of KPMG’s customary evaluation of prospective clients and engagements, including completion of KPMG’s customary independence and conflict checking procedures for SEC-listed Audit Clients.

In the event that these procedures lead KPMG to decline an engagement, KPMG reserves the right to withdraw the content of this document without prejudice.

© 2016 KPMG LLP, a UK limited liability partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.